

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

附 則

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。

告

示

目

次

ページ

規 則

○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課） 45

告 示

○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正…（計画推進局） 45

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 45

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 45

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 46

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 46

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 47

○道路の供用の開始……………（道路課） 47

○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災害課） 47

○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 48

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 48

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 49

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 50

規

則

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道告示第435号

昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

第 1 の事項中「西 7 丁目」を「西 6 丁目」に改める。

北海道告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成23年 6 月16日、下川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第437号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	完了年月日
西 長 沼	かんがい排水 [一般]		平成22.11.19
吉 沢	同		同 23. 3.17
南 長	一般農道整備 [過疎基幹]		同 22.12.20
稔 南	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水施設）		同 23. 3. 7
同	同（区画整理、暗渠排水）		同 22.11.18
音 江 西	経営体育成基盤整備 [一般]（暗渠排水）		同 21.11.10
同	同（区画整理）		同 22. 6.10
南長沼中央	同（農業用排水施設）		同 19.12.14
同	同（区画整理）		同 22.10.20
浦 白	地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型]（農業用排水施設）		同 21.12.18
同	同（客土）		同 19.11.30

浦 白	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕	(暗渠排水)	平成22. 5.20
同	同	(区画整理)	同 20.11.27
豊 里 南	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕	(農業用排水施設、区画整理)	同 22.12.20
同	同	(暗渠排水)	同 22.10.29
下 岩 内 北	同	(区画整理)	同 23. 2. 8
南学田北部	同	(農業用道路)	同 22. 8.30
同	同	(農業用排水施設、区画整理、暗渠排水)	同 22.12.20
幌 里 西	同	(暗渠排水、区画整理)	同 22. 7.16
花 月 第 1	同	(農業用排水施設)	同 21.11.30
同	同	(暗渠排水)	同 21. 7.30
同	同	(区画整理)	同 21.12.21

北海道告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ546地先・315
(以上1筆地先1筆ついて次の図に示す部分に限る。)、
546、658

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年 6 月24日

	北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 保安林の所在場所	函館市汐首町388の7・388の8・392の1・393・393の1・535の1・535の2・745(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、386の2、388の4、388の5、389の1、389の2、391
(2) 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2(1) 保安林の所在場所	松前郡福島町字宮歌263(次の図に示す部分に限る。)
(2) 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
3(1) 保安林の所在場所	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ127地先(次の図に示す部分に限る。)、126、165、322、502の2
(2) 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

北海道告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 月形厚田線 石狩郡当別町字青山奥1294番12地先から 平成23. 7. 4
同郡当別町字青山奥1770番14地先まで

北海道告示第442号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のとおり改正する。
その関係図書は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 6 月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(4)苫前海岸の苫前町の項海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。

- 2 三豊地区海岸の次の基点Aから基点Cまでの各点を順次に結ぶ線、基点Cと海保5を結ぶ線、海保5から海保60までの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点⑬までの各点を順次に結ぶ線及び海保60と補点⑬を結ぶ線によって囲まれた区域
基準点 3級基準点H18-3-16 世界測地系座標値X=+33,785.417 Y=-47,989.058の地点
基点A 基準点から方向角141度39分38秒の方向10.169メートルの地点

- 基点B 基点Aから方向角169度05分55秒の方向9.518メートルの地点
基点C 基点Bから方向角167度15分16秒の方向102.429メートルの地点
海保5 基点Cから方向角170度13分43秒の方向23.168メートルの地点
海保6 海保5から方向角259度35分36秒の方向13.198メートルの地点
海保7 海保6から方向角171度46分31秒の方向46.009メートルの地点
海保8 海保7から方向角81度30分18秒の方向7.216メートルの地点
海保9 海保8から方向角173度07分12秒の方向6.353メートルの地点
海保10 海保9から方向角261度30分36秒の方向7.159メートルの地点
海保11 海保10から方向角172度11分35秒の方向142.200メートルの地点
海保12 海保11から方向角261度34分59秒の方向2.938メートルの地点
海保13 海保12から方向角171度23分13秒の方向88.180メートルの地点
海保14 海保13から方向角167度06分41秒の方向68.879メートルの地点
海保15 海保14から方向角161度32分39秒の方向9.559メートルの地点
海保16 海保15から方向角169度47分45秒の方向17.386メートルの地点
海保17 海保16から方向角130度58分00秒の方向16.960メートルの地点
海保18 海保17から方向角171度02分04秒の方向49.576メートルの地点
海保19 海保18から方向角268度53分57秒の方向5.309メートルの地点
海保20 海保19から方向角156度33分10秒の方向5.418メートルの地点
海保21 海保20から方向角253度24分35秒の方向2.721メートルの地点
海保22 海保21から方向角163度24分11秒の方向6.547メートルの地点
海保23 海保22から方向角191度47分20秒の方向104.149メートルの地点
海保24 海保23から方向角197度16分00秒の方向31.780メートルの地点
海保25 海保24から方向角194度36分23秒の方向18.959メートルの地点
海保26 海保25から方向角189度17分38秒の方向18.960メートルの地点
海保27 海保26から方向角186度38分17秒の方向34.846メートルの地点
海保28 海保27から方向角189度00分41秒の方向0.230メートルの地点
海保29 海保28から方向角188度59分53秒の方向113.035メートルの地点
海保30 海保29から方向角194度07分16秒の方向31.393メートルの地点
海保31 海保30から方向角196度00分43秒の方向157.774メートルの地点
海保32 海保31から方向角190度24分28秒の方向26.964メートルの地点
海保33 海保32から方向角233度10分50秒の方向32.937メートルの地点
海保34 海保33から方向角172度28分15秒の方向17.355メートルの地点
海保35 海保34から方向角159度18分35秒の方向21.117メートルの地点
海保36 海保35から方向角151度34分12秒の方向89.806メートルの地点
海保37 海保36から方向角60度42分11秒の方向2.364メートルの地点

海保38 海保37から方向角166度39分48秒の方向9.117メートルの地点 海保39 海保38から方向角151度37分58秒の方向25.084メートルの地点 海保40 海保39から方向角164度04分18秒の方向58.156メートルの地点 海保41 海保40から方向角168度15分46秒の方向44.621メートルの地点 海保42 海保41から方向角174度43分09秒の方向31.281メートルの地点 海保43 海保42から方向角178度43分23秒の方向17.231メートルの地点 海保44 海保43から方向角182度41分43秒の方向23.753メートルの地点 海保45 海保44から方向角184度10分28秒の方向102.550メートルの地点 海保46 海保45から方向角195度17分17秒の方向38.848メートルの地点 海保47 海保46から方向角187度08分30秒の方向80.266メートルの地点 海保48 海保47から方向角180度52分32秒の方向23.757メートルの地点 海保49 海保48から方向角167度44分48秒の方向19.285メートルの地点 海保50 海保49から方向角82度56分27秒の方向25.786メートルの地点 海保51 海保50から方向角172度05分52秒の方向26.461メートルの地点 海保52 海保51から方向角171度47分47秒の方向87.273メートルの地点 海保53 海保52から方向角261度47分49秒の方向30.754メートルの地点 海保54 海保53から方向角170度37分26秒の方向165.480メートルの地点 海保55 海保54から方向角171度51分03秒の方向161.213メートルの地点 海保56 海保55から方向角186度55分42秒の方向19.938メートルの地点 海保57 海保56から方向角164度36分37秒の方向122.006メートルの地点 海保58 海保57から方向角173度13分46秒の方向84.137メートルの地点 海保59 海保58から方向角166度28分24秒の方向60.518メートルの地点 海保60 海保59から方向角172度25分54秒の方向101.421メートルの地点 補点① 基点Aから方向角271度59分59秒の方向81.020メートルの地点 補点② 補点①から方向角170度57分37秒の方向438.123メートルの地点 補点③ 補点②から方向角164度48分17秒の方向246.094メートルの地点 補点④ 補点③から方向角195度01分37秒の方向302.532メートルの地点 補点⑤ 補点④から方向角206度15分41秒の方向183.693メートルの地点 補点⑥ 補点⑤から方向角168度55分36秒の方向66.946メートルの地点 補点⑦ 補点⑥から方向角152度09分55秒の方向129.679メートルの地点 補点⑧ 補点⑦から方向角142度17分44秒の方向52.387メートルの地点 補点⑨ 補点⑧から方向角177度52分20秒の方向147.435メートルの地点 補点⑩ 補点⑨から方向角186度30分25秒の方向211.905メートルの地点 補点⑪ 補点⑩から方向角171度05分49秒の方向279.056メートルの地点 補点⑫ 補点⑪から方向角170度34分07秒の方向498.492メートルの地点	補点⑬ 補点⑫から方向角164度40分20秒の方向51.392メートルの地点 5天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(4)苫前海岸の苫前町の項海岸保全区域の欄中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。 北海道告示第443号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成23年6月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 帯広市 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・24号公園東通） 3 事業施行期間 平成20年4月30日から平成24年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 平成21年北海道告示第816号の事業地のうち帯広市稲田町地内において事業地を変更する。 道教育庁渡島教育局告示 北海道教育庁渡島教育局告示第23号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年6月24日 北海道教育庁渡島教育局長 和 田 基 興 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） 灯油（福島町地区） 6,000リットル (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1号 (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成24年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道福島商業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
---	---

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項に定める石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成23年6月24日（金）から同年7月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成23年8月4日（木）午前11時（送付による場合は、同月3日（水）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9029
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
Kerosene (JIS class 1) 6,000 liters
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 4, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., August 3, 2011)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16 Mihara 4, Hakodate 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第219号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月24日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
オンラインネットワーク用端末装置の賃貸借 一式 445台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年10月1日から平成29年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年6月24日（金）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成23年8月3日（水）午前10時（送付による場合は、同月2日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札への参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 3, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 2, 2011)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Nishi 7-chome, kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第220号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 6 月24日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル解析図化システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
 - 2 落札を決定した日
平成23年 5 月 9 日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日立キャピタル株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
 - 4 落札金額
月額 1,048,950円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成23年 3 月29日付け北海道警察本部告示第161号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
-